糸満南小学校　いじめ防止基本方針

令和７年１１月改訂

１　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1)　いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)　いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

２　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1)　いじめ防止対策委員会（生徒指導・教育相談部会）

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、安全担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的及び必要に応じて部会を開催する。

(2)　職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

３　いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1)　学級経営の充実

①　ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、毎月のアンケートやｉチェック検査結果、学級力向上プロジェクトを活用し、児童の実態を十分に把握、よりよい学級経営に努める。

②　分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2)　道徳教育の充実

①　道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

②　全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3)　相談体制の整備

①　ｉチェック検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

②　毎月末に「学校生活アンケート」を実施し、気になる児童へ即対応して、児童一人一人の理解といじめ防止に努める。

③　スクールソーシャルワーカーや支援員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4)　インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(5)　学校相互間の連携協力体制の整備

中学校やこども園等と情報交換や交流学習を行う。

4　いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1)　保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校、児童家庭課や民生委員などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2)　毎月「アンケート」の実施

毎月末に、「学校生活アンケート」を実施する。また、「学校生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3)　ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4)年２回（１学期・２学期）の教育相談を実施し、児童の悩み等の解消に努める。

5　いじめに対する早期対応

(1)　いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2)　いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き対応を協議する。

(3)　いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4)　いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは､保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5)　事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6)　犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6　重大事態への対処

実際に重大事態が発生した場合における流れ　　第４章 重大事態を把握する端緒

〈第１節　重大事態の定義〉

●重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料１に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第 23 条第２項や法第 24 条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始。

●不登校重大事態については、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日間に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と競技するなど、丁寧に対応することが必要。

●いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校又は退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があり、生命心身財産重大事態に該当することが考えられる。

〈第２節　児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応〉
●児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第 23 条第２項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。
●確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要。
●別添資料２のような様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらうことも考えられる。

①・（写）いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）
②★いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について【プレゼン版】
③★いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂版の概要
④・いじめ重大事態の調査に関するガイドライン
⑤・いじめ重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト
⑥★沖縄県いじめ対応マニュアル【令和７年度３月版】

※上記①～⑥の資料をもとに、児童の実態や状況・支援方針等に応じて、実施項目変更も考えらえる。